

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊別海駐屯地  
第377会計隊別海派遣隊長 福澤 光浩

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LY31BB00570		4MQY1A81035 0001					
品名 または 件名							
混合水栓 ほか20件							
部品番号 または 規格							
TLHG30AEZ 同等品以上							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
5.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
別海駐業				陸上自衛隊別海駐屯地 給水所			
搬入場所				納 期 または 工 期			
岩田技官 内線317				令和7年3月31日 (月)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊及び北部方面会計隊ホームページによる。細部は、第7項(2)の適用する契約条項を確認すること。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年3月19日(水)10時00分 会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を厳守している者であること。

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等に該当しない者であること。

### (2) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書中、

「物品売買契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

### (3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札
- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- エ 電報・電話・FAX等による入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 契約書の作成

落札者は、落札後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書様式により契約書を作成する。ただし、落札金額が50万円未満の場合は契約書は作成しない。

(6) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。ただし、契約書の作成を省略する場合については、落札者に決定の通知をした時とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札を認める。郵便入札をする者は、封筒を二重にし、内封筒に入札書を入れて封をし、外封筒に資格審査結果通知書（写）を入れ、表面に「混合水栓ほか20件入札書在中」と朱書きし、令和7年3月18日（火）17時00分までに必着させること。この際、電話にて下記担当者に到着の確認を行うこと。

カ 再度入札の必要があった場合には、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は令和7年3月21日（金）に実施する。

キ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

ク 同等品にて入札に参加する者は、令和7年3月14日（金）15時00分までに下記担当者を通じ要求部隊に同等品の承認を得ること

ケ 入札に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊別海駐屯地 第377会計隊別海派遣隊 契約班（担当：橋高）

TEL、FAX 0153-77-2437

(8) 公告掲示場所

ア 掲示場所：陸上自衛隊別海駐屯地、別海商工会議所

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin>

イ 掲示期間：令和7年3月7日（金）～ 令和7年3月19日（水）

# 品目等内訳書

契約実施計画番号		4LY31BB00570													
NO	調達要求番号		物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地		指定			
			品名						使用期限等	引渡場所		検査			
			部品番号 または 規格						グループ	搬入場所		包装			
			使用器材名		仕様書番号					納期					
1	4MQY1A81035	0001			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	混合水栓		T L H G 3 0 A E Z 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
2	4MQY1A81035	0002			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	万能ホーム水栓		Y 1 2 J - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
3	4MQY1A81035	0003			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	万能ホーム水栓		Y 1 2 J - 2 0 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
4	4MQY1A81035	0004			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	散水栓		Y 8 0 J K - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
5	4MQY1A81035	0005			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	自動接手散水栓		Y 8 1 J K - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
6	4MQY1A81035	0006			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	自動接手散水栓		Y 8 1 J K - 2 0 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
7	4MQY1A81035	0007			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	サーモシャワー混合栓		S K 1 8 5 2 0 S 9 K - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
8	4MQY1A81035	0008			EA	5.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	サーモ付自動混合水栓		L I X I L A M - 3 0 0 T C V 1 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
9	4MQY1A81035	0009			EA	2.00			別海駐業	陸上自衛隊別海駐屯地 給水所					
	水中ポンプ		C N - 5 0 1 0 . 7 5 k w 2 0 0 V 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4LY31BB00570													
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄		納 地		指 定		
			品 名						使用期限等	引 渡 場 所		検 査			
			部品番号 または 規格							搬 入 場 所		包 装			
			使用器材名		仕様書番号				グ ル ー プ		納 期				
10	4MQY1A81035	0010			EA	5.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	シングル混合栓		K 1 7 1 2 E 2 K - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
11	4MQY1A81035	0011			EA	5.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	シングル台付混合栓		K 7 7 C E K - 1 3 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
12	4MQY1A81035	0012			EA	5.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	ピストンバルブ部		T O T O T H 6 7 5 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
13	4MQY1A81035	0013			EA	5.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	蓋		T O T O T H 1 7 4 8 8 R 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
14	4MQY1A81035	0014			EA	20.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	エコアクアシャワー		I N A X メタル調シルバーホース 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
15	4MQY1A81035	0015			EA	3.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	小型電気温水器		E S D 5 0 C L X 1 1 1 E O 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
16	4MQY1A81035	0016			EA	1.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	FRPメーターボックス		M B - 0 - 1 5 用 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
17	4MQY1A81035	0017			EA	1.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	蓋		M B - 0 - 1 5 用 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						
18	4MQY1A81035	0018			EA	1.00			別海駐業		陸上自衛隊別海駐屯地 給水所				
	混合栓		K V K K M 5 0 9 1 Z 同等品以上						岩田技官 内線 3 1 7						
									令和7年3月31日						



## 装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。  
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。